

第7節 保健、医療、福祉の総合的な連携を推進する施設

1 保健所（保健福祉事務所）

ポイント

現状と課題

・地域保健、衛生対策をめぐる状況の著しい変化への対応



対策

・保健所の機能強化

< 現状と課題 >

人口の高齢化と出生率の低下、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、住民のニーズの多様化、食品の安全性や地球環境などの生活環境問題に対する住民意識の高まりなど、地域保健・衛生対策をめぐる状況は著しく変化しています。

保健所は、地域保健・衛生における広域的、専門的かつ技術的拠点として、市町村が行う住民サービスへの支援や協力、また、健康危機管理をはじめ食品衛生対策や精神保健、難病、エイズ対策などの機能強化が求められています。

< 対策 >

保健所の機能強化

企画調整能力の強化

住民、市町村及び関係機関のニーズや課題を把握し、情報の収集・整理・分析機能を強化するとともに、積極的に情報交換を行い、地域の実情を踏まえた保健・医療・福祉に関わる施策の企画・調整・立案などが行えるような体制整備や調査研究を行います。

併せて企画調整能力を有する職員を計画的に育成していきます。

健康危機管理体制の強化

多様化、高度化している健康危機の発生を未然に防ぎ、その拡大を早期に抑えるため、組織体制の強化、専門技術職員の配置や職員の資質向上、関係機関・団体との連携、情報の収集・整理・活用などを行い、体制の整備を行います。

市町村に対する技術的な支援体制の強化

市町村の住民サービスが円滑かつ効果的に行えるよう、市町村からの求めに応じた、迅速かつ的確な技術的支援が可能な体制の強化を図ります。

2 児童相談所

ポイント

現状と課題

・子どもメンタルクリニック受診後のアフターフォローなどの支援が必要



対策

・児童精神科医、児童心理士等によるアフターフォロー

< 現状と課題 >

虐待により心を傷つけられた児童や情緒、行動上の問題を抱える児童、発達障害児、子育てに不安を抱えている保護者等を支援するため、児童相談所内の「子どもメンタルクリニック」において、児童精神科医による診断・治療を実施しています。

発達障害等の診断・治療を通じ、子どもへの理解が進み、育児不安の軽減につながっているが、虐待を受けた児童やその保護者等については、受診後のアフターフォローなどの支援をしていく必要があります。

< 対策 >

受診後のアフターフォローなどの支援

受診後の支援については、被虐待児やその保護者に対し、児童精神科医によるカウンセリング、児童心理士による心理療法等を実施する中で、発達障害者支援センター、市町村等の関係機関と連携し、被虐待児童と親の関係が改善できるようペアレントトレーニング、親子での集団指導などのアフターフォローを実施していきます。

3 精神保健福祉センター

ポイント

現状と課題

- ・増加傾向にある自殺の予防対策に関わる関係機関に対する技術支援が必要。

対策

- ・市町村等、関係機関への技術支援等

< 現状と課題 >

精神保健福祉センターは、精神障害者の保健・福祉に関わる市町村、保健所、関係機関等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助を行う施設であり、精神科医、精神科ソーシャルワーカーなどの専門職が業務に従事しています。

業務内容は、技術指導・技術援助のほか、精神保健福祉の普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談のうち困難な事例の対応、組織の育成、精神医療審査会に関する事務、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務等多岐にわたります。

近年増加傾向にある自殺への予防対策の策定に当たって、専門的な視点からの実態の分析や関係機関に対する技術支援が求められています。

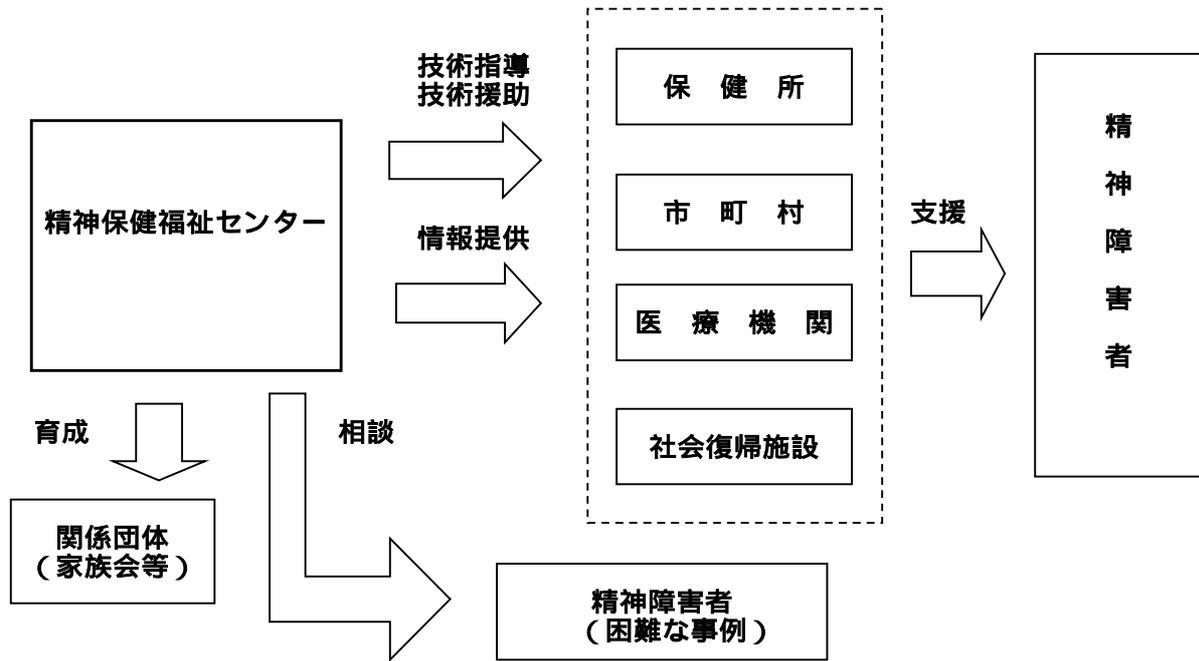
< 対策 >

関係機関への技術支援等

引き続き関係機関等への技術指導・技術支援を行うとともに、精神保健福祉に関する情報を積極的に発信して、精神障害の正しい理解の促進に努めます。

また、本県の自殺の実態についての調査研究を進め、効果的な自殺予防対策を講ずるために貴重な検討資料を提供します。

< 推進体制 >



4 あけぼの医療福祉センター

ポイント

現状と課題

・児童福祉法に基づく児童施設、身体障害者福祉法に基づく成人施設が整備されている。
平成18年9月からリハビリテーション科を新設したが、乳幼児・小学生への対応が中心で、中高生への支援の充実が必要。

対策

・民間の医療機関と連携して、地域に密着した小児リハビリテーション支援体制の充実に取り組む。

< 現状と課題 >

児童福祉法に基づく2つの児童施設（重症心身障害児施設・肢体不自由児施設）と身体障害者福祉法に基づく成人施設（肢体不自由者更生施設）で構成されています。

児童施設は、入所児に生活指導を行いながら治療や身体機能の回復訓練を行っており、成人施設は、入所者にそれぞれの適性に応じた職能訓練、生活指導等を行い社会的自立更生を目指しています。

「山梨県社会福祉村」の中核施設として医療部門、財産管理部門等も担っています。

在宅障害児（者）の診療を行う病院機能や在宅障害児（者）のための地域療育等支援事業の拠点施設としての役割も担っています。

平成18年9月に県立あけぼの医療福祉センターの再整備を行い、リハビリテーション科を新設、医師を配置し、小児のリハビリテーション機能を充実しました。

しかし、小児リハビリテーションを実施している医療機関が少ないこともあり、乳幼児、小学生を優先していることから、中高生への支援は充分とは言えない状況になっています。

< 対策 >

小児リハビリテーションについては、あけぼの医療福祉センターと民間の医療機関が連携して、地域に密着した支援体制の充実に取り組みます。

5 衛生公害研究所

ポイント

現状と課題

・健康危機管理など緊急時における事件の原因究明のため迅速かつ正確に試験検査を行っている。
今後も予防を目的とした研究などの充実を図るとともに県民や関係団体に対する保健衛生や環境に対する研修や情報提供などの充実を図っていく。

対策

・危機管理に対応する施設設備等の充実
・技術職員の研修及び調査研究の充実
・衛生、環境に係る情報収集・解析・提供

< 現状と課題 >

近年、科学技術の進歩、急速な高度情報化に伴い、県民の保健衛生や生活の安全性に対するニーズが複雑化、多様化しています。

こうした中、県の保健衛生・環境行政の科学的、技術的中核機関として、厚生労働省の「地方衛生研究所設置要綱」に基づき設置されている衛生公害研究所は、各種の感染症や食中毒、食品や飲料水の化学物質汚染、産業廃棄物の不法投棄事件など、多岐に亘る健康危機に対して速やかに科学的な原因究明を行い県民生活の安全確保に努めることが求められています。

今後の課題として微生物テロや新興感染症等未知の健康危機管理発生時に迅速に対応できる施設及び職員の技術・知識の習得のためさらに試験研究、技術研修等を充実させる必要があります。

< 対策 >

1 危機管理に対応する施設設備等の充実

未知の病原体や微生物の検査、未規制化学物質や新たな汚染物質の検査を行うことから、それらに対応できる設備を整備していくとともに技術の修得のため研修を実施します。

災害時は感染症等の発生が懸念され、その拡大防止のためにも保健所その他の検査機関と一体となって対応を図っていくことが重要です。

衛生公害研究所は検査の中核機関であるため、地震災害時も機能が停止することのないように、建物自体に対しても十分な対応を図っていきます。

2 技術職員の研修及び調査研究の充実

保健所等の職員、市町村の衛生関係職員、その他地域保健関係者の資質の向上を目的とした専門研修を行います。

また、他の試験研究機関との連絡を密に取り本県の保健衛生・環境分野の科学的技術水準の向上を図ります。

3 衛生・環境に係る情報収集・解析・提供

「県民に身近で開かれた研究所」の考え方の基に、県民の保健衛生・環境に係る活動や学習を支援します。

特に学校教育や保健医療施設等に対して積極的に指導助言を行うとともにホームページ等で分かりやすい情報を提供していきます。

また、国立感染症研究所等、国の機関や他の自治体の地方衛生研究所若しくは国や他の自治体の機関とのネットワークから得られた新たな情報等を速やかに提供し、県民に還元していきます。